



2024(令和6)年度 農業関係事業一覧



春日部市 環境経済部 農業振興課

TEL 048-739-7085 / FAX 048-737-3683

※こちらは令和6年4月に作成されたものであるため内容等に変更が生じる場合があります

農業関係事業一覧について

○農業振興課で行う主な補助事業等の概要です。

○内容を検討のうえご利用ください。

○申請の注意事項

- ・申請者が多数の場合には、その内容が各要綱の趣旨に合致するかなど審査したうえで、補助の決定をします。
- ・事業認定前の着手は、原則として認めません。
- ・申請用紙は、農業振興課に用意してあります。

○この「事業一覧」は市公式ホームページでもご覧になれます。

春日部市公式ホームページアドレス

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/>

事業一覧
掲載ページ▶



～事業一覧掲載ページの検索方法～

- ① 春日部市公式ホームページの検索窓で「ページ ID 検索」を選択
- ② 検索窓に「9077」を入力し
- ③ 虫眼鏡マークを押す



※以降、各事業のタイトル脇にページ ID を記載しますので、同様に検索してご覧ください

○その他ご不明な点は農業振興課までご連絡ください。

農 業 者 の 皆 様 へ

○補助金の申請などには、集落をひとつの単位として取り扱うものもあります。

主 な 内 容	頁
手伝いを頼みたい農家の皆さんへ ～援農チャレンジ(農業ヘルパー)を利用してみませんか～	3
農産物紹介事業	4
市民農園紹介事業	5
農地関係 農地流動化奨励補助金……利用権設定に対する補助金	6
農業振興団体事業費補助金……農業振興団体が実施する事業に対する補助金	7
自給率向上関係 自給率向上推進補助金……麦や大豆、主食用以外の米に対する補助金	8
園芸関係 園芸産地育成事業補助金……園芸栽培に対する補助金	9
収入保険関係 農業経営収入保険加入促進事業補助金・自然災害のリスクに対する補助金	10
土地改良関係 土地改良事業補助金……農業用施設に対する補助金	11
融資関係 農業近代化資金……農業近代化資金の利子補給	12
担い手関係 ○地域計画(人・農地プラン) ○農地中間管理事業 ○機構集積協力金交付事業 ○新規就農総合支援事業(経営開始資金) ○農業経営法人化推進事業(集落営農活性化プロジェクト促進事業)	13～15
お知らせ ○認定農業者制度 ○園芸立毛共進会 ○多面的機能支払交付金(農地維持支払・資源向上支払) ○経営体育成条件整備事業 ○農業経営継承・発展支援事業 ○シャインと輝く果樹産地育成事業 ○学校給食について ○庭先直売農家の登録者募集 ○びゃくしん類の植栽規制 ○注意すべき病害虫等について ○農業災害発生時の報告のお願い ○その他注意事項について	16～21
埼玉スマートGAPの推奨・みどり認定 ○S-GAPについて ○環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)	22～23
市内の主な農業団体	24

～援農チャレンジ(農業ヘルパー)を利用してみませんか～

市内の農家を応援するための“援農”と農業に興味のある人が農業に“チャレンジ”するための援農チャレンジ(農業ヘルパー)をぜひご利用ください。

○根拠法令:春日部市農業ヘルパー事業実施要綱

○事業内容:市内の農家で『農業が忙しい時期に人手が欲しい』そんなときに、市役所に登録されたヘルパー(農業に興味がある人・手伝いたい人)に農業の手伝いを頼めるものです。

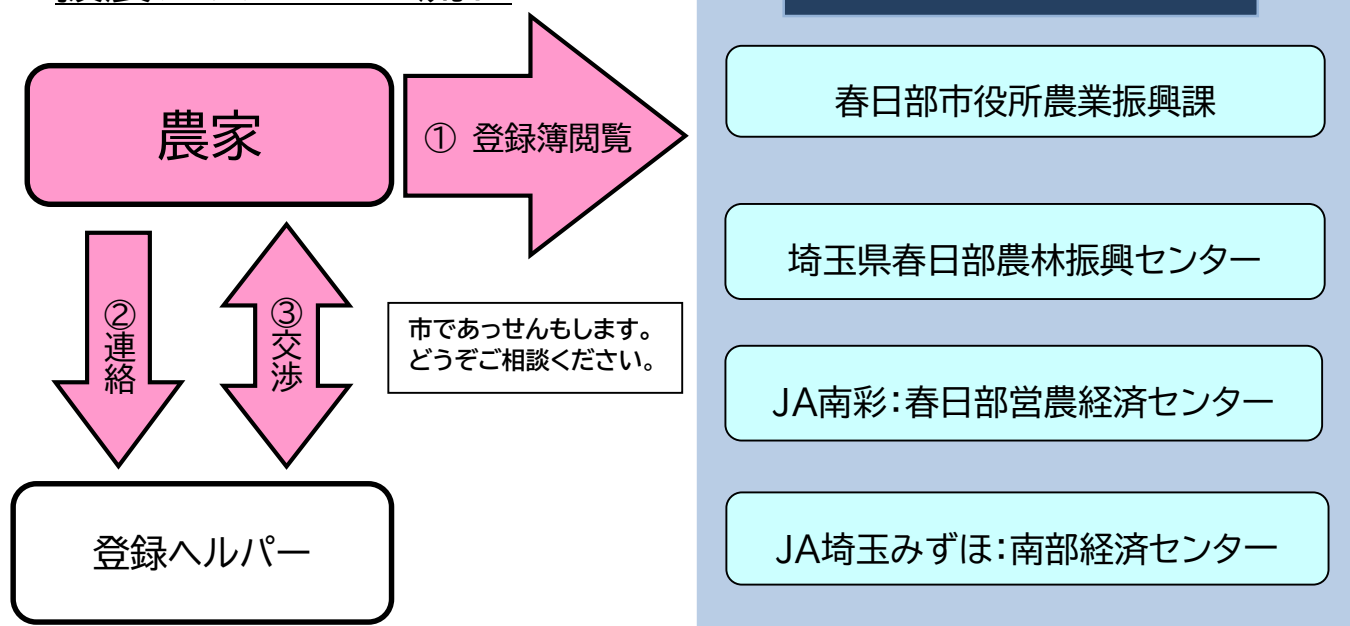
○利用方法:ヘルパーを探すお手伝いを農業振興課が行います。閲覧のみの利用は、下記の間所でもできます。

○閲覧場所:春日部市役所農業振興課・埼玉県春日部農林振興センター

JA南彩春日部営農経済センター・JA埼玉みずほ南部経済センター

※閲覧者の本人を確認できるものをお持ちください。(免許証等)

援農チャレンジの流れ

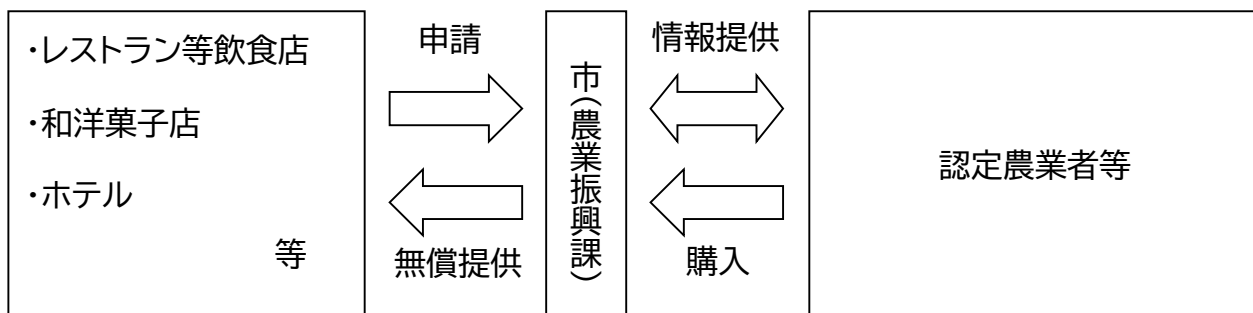


【事業内容】

特別栽培農産物等を生産する認定農業者等から地元農産物を市が直接購入し、市内外のレストラン等の事業者は無償で提供し、新商品の開発等に活用してもらうものです。

なお、無償で提供した農産物の利用方法と消費者の反応等の情報を事業者から情報収集し、生産者に対してフィードバックします。

【農産物紹介事業の流れ】



【認定農業者の募集】

地元農産物を提供できる、認定農業者等を募集しています。

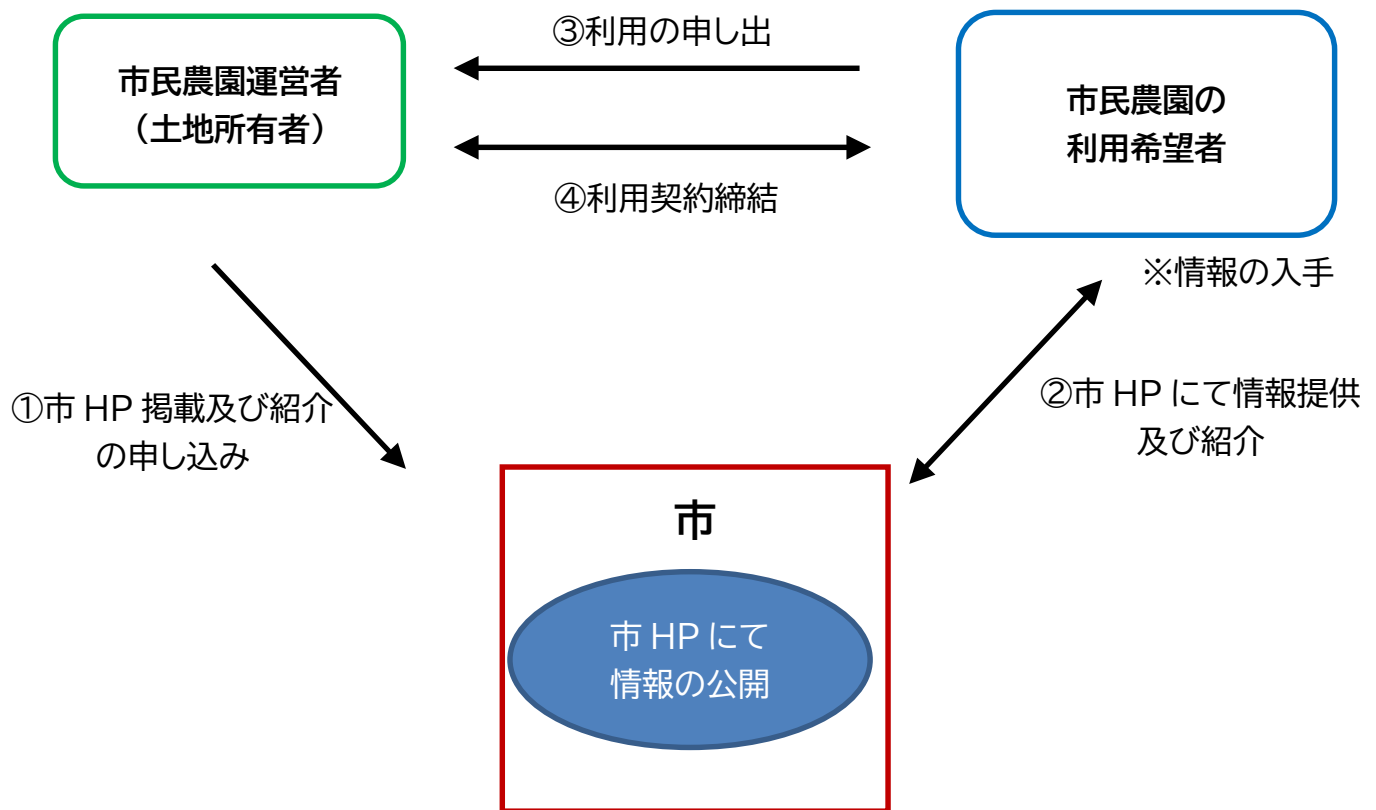
※申込方法等、詳しくは農業振興課までお問い合わせください。

野菜づくりの楽しみを感じ理解を深める場である市民農園を広く紹介することにより、運営への支援と利用の促進を図り、もって農業の発展に資することを目的とし、「市民農園紹介事業」を実施するものです。

【事業内容】

市民農園開設者のお申し込みにより、市が市民農園の情報を市民に対し紹介するものです。

【手続きの流れ】



- ①市民農園運営者が、市ホームページへの掲載および紹介の申し込みをします。
- ②市は登録簿を整備し、市ホームページで市民農園の情報を提供します。
- ③市民農園の利用希望者は、市ホームページから市民農園を選択して、市民農園運営者に直接、利用を申し出ます。
- ④市民農園の利用希望者と市民農園運営者は、利用契約を締結します。

【農地流動化奨励補助金】

○根拠法令:春日部市農地流動化奨励補助金交付要綱

○事業内容:農地の有効利用を図り、中核的担い手となる農家の確保および育成を促進するため、一定の要件を満たす農地の貸し借り(利用権の設定)に対する補助(予算の範囲内)

○交付条件

1. 改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に基づく農業上の利用を目的とする利用権の設定を受ける人(以下「借手」という)および設定をする人(以下「貸手」という)であること
2. 借手が認定農業者であり、農業経営面積が利用権設定後1.5haを超えていること
3. 市内の農地であり、借手、貸手ともに市内に住所を有する人であること
ただし、貸手の住所が市外であっても市長が必要と認めたときは、借手のみ交付対象とする
4. 同一世帯員以外の利用権設定であること
5. 市内の農業振興地域内農用地区域であること
6. 農地の利用集積に係る国または県の補助金の対象となっていないこと
7. 合意解約をして新たに設定しなおした場合、解約前の設定期間が経過していること
8. 毎年度、4月1日現在で利用権設定がされていること

○補助金の額(10aあたり)

利用権設定時期	利用権設定 及 び 再設定期間	借 手	貸 手
新規設定又は再設定分	3 年	2,000円/年	2,000円/年

※農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、農用地利用集積計画に基づく相対による利用権設定の手続きは廃止されますが、令和6年度(令和7年3月末)までは、新規及び更新の契約が可能です(経過措置)。ただし、対象の農地がある地区で地域計画が策定された場合は、経過措置期間内であってもこの手続きは出来なくなります。既に利用権設定されている契約については、契約期間満了日まで有効であり、農地流動化奨励補助金の対象になります。

農業振興団体事業費補助金

【農業振興団体事業費補助金】

○根拠法令：春日部市農業振興団体事業費補助金交付要綱

○事業内容：市の農業振興を図るため、市内の農業振興団体が実施する事業に対し、
補助金を交付

○交付対象団体

- 1.市内において農業生産の振興を推進する農業経営者3人以上で組織された生産者
団体又は農業生産の振興を支援する団体
- 2.市内に支店を有する農業協同組合

○補助対象事業等

補助対象事業名	補助事業の内容	補助対象経費	補助率
農業振興団体活性化 支援事業	(1)農業の振興、新技術の導入又は普及のため行う活動	報償費、賃金、会議費 (弁当代及びお茶代を除く。)、旅費、研修費 (親睦又は慰労に関する 経費及び成果報告の無い 研修費を除く。)、消耗 品費、備品購入費、印刷 製本費、通信運搬費、出 店料、手数料、保険料、 委託料、使用料、賃借料、 原材料費、広告宣伝費	50/100以内
	(2)農業振興団体が主催し、農業 の振興に寄与するイベント		
	(3)花き園芸普及のために、公共 的な場所等に花苗や花木を植栽 する活動		
畜産振興対策事業	家畜防疫対策	原材料費、消耗品費、薬 剤費、検査費、消毒費、 焼埋却費	50/100以内

※補助金の額は、上記の表に規定する経費の額以内とし、かつ、毎年度予算の範囲内

※毎年度6月末日までに、申請書を提出すること

【自給率向上推進補助金】

1 自給率向上補助金

○根拠法令:春日部市自給率向上推進補助金交付要綱

○事業内容:土地の高度利用の観点から本市に適した作物の生産拡大を進めるため
一定の要件を満たす人に、補助金を交付

○要件:経営所得安定対策に参加していて、水田活用の直接支払交付金を受けた人で、
かつ米の生産数量目標を達成していること

○補助金(10aあたり)

区 分	補 助 額
1 麦・大豆・主食用以外の米 (二毛作及び二期作の裏作は除く)	5,000円以内/10a
2 麦・大豆の集団加算(3戸以上の規約等のある集団が 行う10ha以上の集団栽培)	50,000円/1集団

○交付時期:毎年度3月(予定)

2 転作条件整備事業費補助金

○根拠法令:春日部市転作条件整備事業補助金交付要綱

○事業内容:米の生産調整の円滑な実施及び定着化を図るために行う共同利用施設
又は共同利用機械の整備に対する補助

○補助率:事業費の10%以内(交付額 上限50万円)

○要件:①3人以上の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の
規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販売について共同販売
経理を行っていること

②集団の転作面積が1ha以上まとまっていること

園 芸 関 係

【園芸産地育成事業補助金】

○根拠法令：春日部市園芸産地育成事業補助金交付要綱

○事業内容：園芸品種の統一及び品質向上を目指す事業又は共同出荷を行う事業を行なう農業経営者により構成される団体を支援することにより、園芸産地の育成及び都市農業の充実を図る

○補 助 率：①－1 事業費の40%以内 ②事業費の50%以内

①－2 // 30%以内

①－3 // 30%以内

○補助対象：下記のとおり

① 農業者団体のみ対象

1 園芸種苗品種統一事業 ・トマト、キュウリ、ナス等の園芸野菜の共選共販の推進を図るために行う種苗の共同購入に対する補助
2 病虫害防除用薬剤共同購入事業 ・効率的に病虫害のまん延を防止するための防除用薬剤等の共同購入に対する補助
3 土壌消毒薬剤共同購入事業 ・野菜生産ほ場の土壌消毒用薬剤等の共同購入に対する補助

② 農協のみ対象

◎ 農業用廃プラスチック収集適正化事業

農業等施設の健全な発展と農村環境の保全に資するために行う、
農業用廃プラスチックの適正処理事業に対する収集処理費への補助

収入保険関係

【農業経営収入保険加入促進事業補助金】（令和6年度限定事業）

- 根拠法令：春日部市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱
- 事業内容：農業災害リスクに備え、農業経営の安定と継続を図るため、農業経営収入保険に加入するために必要な掛捨て保険料の一部を補助
- 対象経費：令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に収入保険に加入した補助対象者が負担する加入1年目の掛捨て保険料に要する経費相当額
- 補助額：掛捨て保険料の1／2、又は上限10万円のいずれか低い額
- 補助対象者：①市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人で農業経営を行っている者
②全国農業共済組合連合会が定めるところにより、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに収入保険に係る保険関係を成立させた者
③過去に収入保険の加入に係る補助金の交付を受けていない者
- その他：申請手続きは、申請者からの委任を受け、埼玉県農業共済組合の職員が、申請手続きを代行します。

【土地改良事業補助金】

○根拠法令:春日部市土地改良事業補助金交付要綱

○事業内容:農業用排水路の整備・暗渠排水工事等を共同で行うものについて、
その推進を図るための補助

○申請要件:土地改良区、受益者2戸以上の団体

○申請期限:毎年度9月30日まで

○補助基準・補助率:下記のとおり

主な対象事業の種類と補助率

事業	経費	補助率		補助 限度額
		農業振興地域内 の農用地区域	その他の区域	
かんがい排水事業・ 暗きょ排水事業	かんがい排水施設の新設及び改修にかかる経費。ただし、受益面積が0.5ヘクタール以上に限る。	事業費の 5/10以内	事業費の 3/10以内	100万円
ほ場整備(農地集積 の為の畦畔除去を含む。)事業	ほ場整備の工事に係る経費。ただし、受益面積が1.0ヘクタール以上に限る。	事業費の 3/10以内	事業費の 2/10以内	100万円
団体営事業	土地改良区が行う国庫補助事業に係る経費	事業費の 1/10以内		
適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業の採択を得て実施する事業に係る経費	事業費の 1/10以内		
県単独補助対象事業	県の補助採択基準に基づいて実施する事業に係る経費	事業費の 1/10以内		

融 資 関 係

【農業近代化資金】

○根拠法令：農業近代化資金融通法、埼玉県農業近代化資金利子補給規程、

春日部市農業近代化資金利子補助金交付要綱

○内 容：認定農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該認定農業者等
に対して貸し付けた農業近代化資金の利子補給を行う。

○申込みから貸付まで

1 申 込 み：奇数月の末日までに農協各支店へ

※必要書類：申込書（農協に用意してあります。）

※添付書類：見積書・カタログ等

2 審 査：偶数月の上・中旬（申込月の翌月）

3 利子補給承認日：奇数月の10日（審査月の翌月）

※10日が休日等の場合は、その日以前の最も近い休日等でない日

4 貸 付 実 行 日：承認から2か月以内の1日または21日

※1日又は21日が休日等の場合は、その日以降の最も近い休日等
でない日

○貸付要件農業者

個人限度額 1,800万円 法人限度額 2億円

融資率は対象事業費の80%以内。

ただし、補助残融資の場合は、対象事業費から補助金相当額を差し引い
た額の80%以内。

○注 意：①現在保有の機械の買い替えの場合の貸付対象は、下取価格を差し
引いた額の80%

③ 申請から貸付まで、概ね3ヶ月ほど期間を要します。

【地域計画(人・農地プラン)】

○本市では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、地域の皆さんと一緒に、関係機関(埼玉県、農業委員会、JA、土地改良区など)と一体となって、「地域計画の策定とその実行」に向けて取り組んでいます。

○地域計画とは？

概ね10年後を見据え、農業経営者や農地所有者、地域の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

○支援措置

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、さまざまな支援措置があります。

①地域計画を策定した区域を対象とする、主な支援措置

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

②目標地図に位置付けられて経営体を対象とする、主な支援

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置

○詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

人・農地プランから地域計画へ：

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html



○農地中間管理事業とは、農用地の利用の効率化および高度化を促進するため、埼玉県知事より指定された埼玉県農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が地域計画（目標地図）に位置付けられた受け手（担い手）に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸し付けを行うことにより、受け手（担い手）の経営規模の拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を支援する事業です。

詳しくは、下記の埼玉県農林公社のホームページをご参照ください。

農地中間管理事業のご案内：

<https://sainourin.or.jp/nouchi/>

【機構集積協力金交付事業】

○農地中間管理機構に対して、農地を貸し付けた地域を支援するため、機構集積協力金交付事業（地域タイプ）があります。この事業では、地域に対する支援である「地域集積協力金、集約化奨励金」として、一定の要件を満たした場合、協力金を交付する事業です。

詳しくは、下記の農林水産省のホームページをご参照ください。

農地中間管理事業機構の制度や実績等

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

【新規就農総合支援事業(経営開始資金)】

○新規就農される人に、農業を始めてから経営が安定するまで最長3年間、最大150万円／年を交付します。

○主な交付要件

①独立・自営就農し、その時の年齢が49歳以下の認定新規就農者(※)であること。

※新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

②地域計画の目標地図や人・農地プランの中心経営体として位置付けられていること(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

③前年の世帯所得が、原則600万円以下であること。

④生活保護等、生活費を支給する国の事業と重複受給していないこと

○詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

新規就農総合支援事業(経営開始資金)：

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html



【農業経営法人化推進事業(集落営農活性化プロジェクト促進事業)】

○集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

○助成対象者

①集落営農組織

②集落営農組織が主たる構成員となった連携組織
(集落間の広域連合、法人との連携等)

○詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

集落営農活性化プロジェクト促進事業：

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/syuurakueinou.html



お知らせ

※詳細については農業振興課までお問い合わせください。

【認定農業者制度】

ページ ID:9079

- 概要：意欲のある農業者が、自らの経営を計画的に改善するために作成した計画（農業経営改善計画）を市の基本構想に照らして市長が認定し、その計画達成に向けた取組みを関係機関・団体が支援する制度
- 要件：「農業経営改善計画」の作成
- 対象：市の基本構想で示された農業経営を目指す人
- 支援内容：①農業制度資金借入れ時に利子補給が受けられます
②農地流動化奨励補助金の交付対象となります
③農産物紹介事業に参加できます

【園芸立毛共進会】

- 概要：本市は都市近郊に位置し、市場に対して有利な流通条件の下、園芸栽培が急速な進展を示してきました。特に施設園芸においては、多様な品目で栽培が進められるようになりましたが、栽培技術の差が品質及び収量に影響を及ぼすようになっています。
これらを踏まえ、生産技術改善と品質の向上を図ると共に優秀技術の普及、生産意欲の昂揚により、農家経営の安定を期することを目的とし、栽培数の多い園芸品種の共進会を開催しています。
- 開催時期：品種にあわせ、年4回程度開催（ハウス茄子5月上旬、梨7月下旬 等）
- 対象：品種によるが、本市に居住する栽培農家で、規定の面積要件を満たす者
- 報償：審査の結果、採点の合計点が多い上位者を入賞者とし、入賞者に対しては、賞状及び記念品を授与します。

【多面的機能支払交付金(農地維持支払・資源向上支払)】

ページ ID:9010

(旧農地・水保全管理支払交付金)

○農地維持支払

活動組織が行う、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動に対して、対象となる農地面積に応じて支援します。

○資源向上支払

①地域資源の質的向上を図る共同活動

活動組織が行う、水路、農道等の軽微な補修や景観形成等の農村環境保全のための活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

②施設の長寿命化のための活動

活動組織が行う、老朽化が進む農地周りの農業用排水路などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

【経営体育成条件整備事業】

○事業名(国):農地利用効率化等支援交付金

担い手の経営発展のため、農業用機械、施設等の導入を支援します。

○主な交付要件:地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

○交 付 額:事業費の3/10以内

①融資主体支援タイプ

法人、個人問わず300万円以内

(必要な要件を満たす場合は600万円以内)

②融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ

法人 1,500万円、個人 1,000万円以内

【農業経営継承・発展支援事業】

○事業名(国):経営継承・発展等支援事業補助金

農業経営を継承した後継者の経営発展のため、販路の開拓、GAP等の認証取得、新品種の導入、営農の省力化、デジタル技術の活用等を支援します。

○主な交付要件:地域計画に位置づけられた地域の中心経営体等である先代事業者(個人事業主又は法人の代表者)から経営に関する主宰(上に立って行う人)権の移譲を受けた後継者であること。

※親子、第三者など先代事業者との関係は問いません。

○交 付 額:1経営体あたり上限額100万円(国1/2、市1/2)

【シャインと輝く果樹産地育成事業】

○事業名(県):シャインと輝く果樹産地育成事業補助金

温暖化に適応した果樹農業の振興のため、シャインマスカット(同等のブドウ)の生産環境改善を図るため、雨よけ施設整備を支援します。

○主な交付要件:1. 事業実施主体

・農業経営体が組織する団体で、次の要件を満たすこと

- ①代表者の定めがあり、かつ組織及び運営、会計についての団体の規約が定められている3農業経営体以上で構成される組織であること。
- ②団体の構成員全員が、果樹産地構造改革計画の担い手の考え方に一致する者であること(見込みを含む)。

2. 採択基準

- ・果樹産地構造改革計画に定められた目標達成に向けた取組であること。
- ・補助対象施設でのシャインマスカット等の生産目標を設定すること。
- ・事業実施主体は、雨よけ施設を活用した研修会等を行うこと。

3. 補助対象施設・補助対象経費

- ・シャインマスカット等の生産のために整備する雨よけ施設。
- ・雨よけ施設の整備に必要な資材費及び設置工事費

○交 付 額:事業費1/2以内

【学校給食について】

ページ ID:22789

○市内小中学校の給食には100%市内産のお米を使用しております。米の生産者の皆様には、より安心・安全な栽培をお願いいたします。また、市では、市内小中学校の給食に使用する野菜・果物の提供生産者の登録を受け付けています。

○詳しくは、春日部市公式ホームページ

「学校給食への野菜・果物の提供生産者を募集します」を参照下さい。



【庭先直売農家の登録者募集】

ページ ID:9025

○概要：農業者が自家で生産した新鮮な農畜産物を消費者に庭先で直接販売する庭先直売の推進を図っています。

庭先直売を行っている農業者の方が、市（農業振興課）へ登録していただくことで、ホームページなどにより消費者の方へ情報発信します。

【びゃくしん類の植栽規制】

～ なし赤星病のまん延を防止するため市内の一部地域では、
びゃくしん類の植栽が禁止されています ～

○根拠法令：春日部市なし赤星病防止条例、

春日部市なし赤星病防止条例施行規則

○規制区域：内牧全域・南栄町全域・栄町全域・梅田二丁目の一部・

梅田三丁目の一部・新方袋の一部

○規制植物：かいづかいぶき、びゃくしん（いぶき）、たまいぶき、

たちびゃくしん、みやまびゃくしん（しんぱく）、

はいびゃくしん（そなれ）、くろいぶき、スカイロケット

【注意すべき病害虫等について】

○ナガエツルノゲイトウにご注意ください

ページ ID:22650

特定外来生物に指定されている「ナガエツルノゲイトウ」が埼玉県内の一部の水田で発見されました。(令和5年7月)

「ナガエツルノゲイトウ」は、河川などの水辺に生息し、大群落になると駆除が非常に困難です。

発見した場合は、

埼玉県農産物安全課(電話:048-830-4053)

埼玉県病害虫防除所(電話:048-539-0661)

春日部農林振興センター(電話:048-737-2134)までご連絡ください。

○詳しくは、春日部市公式ホームページを参照下さい。



○外来カミキリ類にご注意ください

ページ ID:23571

平成30年1月に特定外来生物として指定されたクビアカツヤカミキリに加えて、令和5年9月にツヤハダゴマダラカミキリとサビイロクワカミキリについても、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

○詳しくは、春日部市公式ホームページを参照下さい。



【農業災害発生時の報告のお願い】

降雪・降雨・強風等により農作物や農業用機械・施設に被害が生じた場合は、すみやかに農業振興課に発生状況のご連絡をお願いします。

ご連絡いただくとともに次のことについてもお願いいたします。

○被害状況がわかる写真撮影(日付入り)

○被害面積の把握

○機械や施設の場合は、その種類(パイプ、鉄骨等)、所有棟数と被害棟数及び面積の把握

○修繕した場合、修繕前後の写真と領収書の保存

※ご連絡いただいた情報は農業災害復旧の対策に役立てられます。

【その他注意事項について】

○籾殻や稲わら、雑草等の焼却による煙・臭いの苦情が非常に多くなっていますので、周辺への十分な配慮をお願いいたします。

○ポジティブリスト制度が施行されていることに伴い、隣接した農地に農薬が飛散しないよう、十分ご注意ください。(住宅地等で農薬を使用する場合も十分ご注意ください。)

○消石灰の粉末による健康被害を防止するため、ご使用の際には、周辺の状況や風向き等を確認のうえ、十分ご注意ください。

○埼玉県では、トラクターをはじめ、様々な農業機械等の盗難が多発しています。春日部市内においても盗難被害を受けていますので、十分ご注意ください。

○農作業中の事故を未然に防止するため、複数人での農作業や、ヘルメットの装着など、日頃から事故の危険性を再認識し、事故に遭わないように努めましょう。

○農業機械で公道を移動する際は、道路に泥を落とさないようにしましょう。

【S－GAPとは】

GAPとは「Good Agricultural Practice」の略であり、直訳すると「良い農業のやり方」のことです。

農業に関する法律や規則、モラルを守ることにより、食品安全、労働安全、環境保全それぞれに配慮した持続的な農業経営をすることを意味しています。

S－GAPは、埼玉県が策定したGAPのことで、平成26年度から、S－GAPの普及推進を図る「埼玉県農業生産安全確認運動」に取り組んでいます。

【取組む意義として】

普段の作業や経営管理にひそむリスクや課題を見つけ、農業の改善を進めることで、安全で効率的な生産環境を構築します。こうした農場は、販売先からも信頼され、持続的で安定した農業経営の実現が期待されます。

【何をしたらいいのか】

自分の経営作物(野菜、果樹、米、麦、茶)について、S－GAPが求める内容をS－GAPガイドブックで確認し、自分の農場の管理ルール決定、ルールの実践と記録、点検と評価、見直しと改善を行います。

S－GAPガイドブックは、春日部農林振興センター又は、県のホームページでダウンロードして入手することができます。

【S－GAP農場評価】

GAPは、自主的な「安全確認(自己チェック)」が基本ですが、自己チェックだけでは、自身の取り組みができていないかわからないこともあり、県の評価員がS－GAPに取り組む農場を訪問して、その取組度合いを評価する「農場評価制度」が設けられています。

申込先は、県農林振興センターとなります。S－GAPに取り組むに当たり、ご不明な点や疑問は春日部農林振興センターへご相談ください



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/s-gap/index.html>

【環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)】

○埼玉県で環境にやさしい農業に取り組んで「みどり認定」を受けましょう。

みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で、令和4年に制定・施行しました。

○みどりの食料システム法の認定制度とは

環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する実施計画を知事が認定する制度です。

○認定を受けるメリット

- ・設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- ・さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- ・日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

○詳しくは、下記の埼玉県ホームページを参照ください。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0908/documents/documents/midorinintei.html>

市内の主な農業団体

○市内では、以下の農業団体が活動されており、農業振興に寄与しています。

(令和6年4月現在 順不同)

団 体 名	主な活動内容(生産物)など
JA南彩春日部農作業受託組合	農作業(水稻)の受託
庄和南部農作業受託組合	農作業(水稻)の受託
いなほの会	農作業(水稻)の受託
倉常営農集団	麦
農事組合法人櫛集落営農組合	水稻・野菜
産直の里内牧協議会	果樹・お茶・野菜等
春日部市梨組合	梨
春日部市園芸協会	トマト・ナス・きゅうり等(野菜類)
土と生きる庄和の女性トマトクラブ	野菜類・花等
春日部市花卉園芸組合	花卉類
春日部市花と緑の協議会	花・花木
庄和北部農作業受委託連絡協議会	農作業(水稻)の受託
春日部地区4Hクラブ連絡協議会	農業後継者の育成
春日部農産物直売協議会	土曜市等の開設(野菜・加工品等の直売)
春日部市農業経営者協議会	経営改善、相互研鑽、情報共有等の取組 農作業(水稻)の受託・野菜